

国土利用計画（全国計画）

昭和51年5月18日

環 境 庁
国 土 庁

国土利用計画（全国計画）

昭 5 1 . 5 . 1 8

閣 議 決 定

目 次

前 文

- 1 国土の利用に関する基本構想 1
- 2 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び
その地域別の概要 4
- 3 2 に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要 8

前 文

この計画は、国土利用計画法第5条の規定に基づき、全国の区域について定める国土の利用に関する基本的事項についての計画（以下「全国計画」という。）であり、都道府県の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「都道府県計画」という。）及び土地利用基本計画の基本となるものである。

この全国計画は、都道府県計画が策定される場合には、都道府県計画を集成し、必要に応じ、見直しを行うものとする。

1 国土の利用に関する基本構想

(1) 国土利用の基本方針

国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行われなければならない。

国土の利用を計画するに当たっては、引き続き人口が増加し、都市化が進展し、経済社会諸活動が拡大することに伴い、これらに適切に対処しなければならない。また、国際的な食糧需給の基調の変化に適切に対応する必要がある。しかしながら、おおむね37万平方キロの限られた国土において、国土の利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）ごとの個々の土地の需要には対応し切れない状況にあるので、限られた国土資源を前提とした需要の調整が重要な課題である。また、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、歴史的風土の保存、治山、治水等に配慮するほか、次の事項について配慮する必要がある。

第1に、国土の利用区分ごとの個々の土地の需要については、極力土地の有効利用を促進し、可能な限りその節減を図らなければならないこと。

第2に、森林、原野、農用地、宅地等の相互の土地利用の転換については、土地利用の可逆性が容易に得られないこと及び利用の転換に限界があることなどにかんがみ、計画的な調整を図りつつ、慎重に行わなければならないこと。

(2) 利用区分別の国土利用の基本方向

ア 農用地については、食糧の国際的な需給関係が不安定である状況のもとで、食用農産物総合自給率の向上を目標として、そのために必要な農用地の確保と整備を図る。また、農用地の利用率が低下しているので、農用地の高度利用を図る。

イ 森林については、木材生産機能及び国土保全、水源かん養、保健
休養、自然環境の保全等の公益的機能を総合的に発揮しうるよう、必
要な森林の確保と整備を図る。また、都市及びその周辺の森林につい
ては、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地として保全、整
備を図る。さらに、旧薪炭林地等のうち低位利用にあるものについて
は、周辺の土地利用について十分配慮しつつ、その利用に関し総合的
かつ計画的に調整を図る。

ウ 原野のうち、湿原、水辺植生、野生鳥獣の生息地等、貴重な自然
環境を形成しているものについては、その保全を図り、その他の原野
については、環境保全に配慮しつつ有効な利用への転換を図る。

エ 水面・河川・水路については、河川氾濫地域における安全性の確
保、水資源の開発、水力電源開発、農業用等の用排水路の整備等に要
する用地の確保を図る。また、水面、河川の整備に当たっては、でき
るだけその自然環境が損なわれないよう配慮する。

オ 道路のうち、一般道路については、国土の有効利用及び良好な生
活基盤等の整備を進めるため、必要な用地の確保を図る。一般道路の
整備に当たっては、環境の保全に十分配慮する。また、農林道につい
ては、農林業の生産性向上及び農林地の適正な管理を図るため必要な
用地の確保を図る。農林道の整備に当たっては、自然環境の保全に十
分配慮する。

カ 住宅地については、人口の増加、世帯数の増加、都市化の進展等
に対応しつつ、望ましい居住水準を目標として、生活関連施設の整備
を進めながら、必要な用地の確保を図る。また、主として大都市地域
においては、オープンスペースの確保と居住環境の整備を図りつつ、
市街地の再開発の促進等により土地利用の高度化を図る。

キ 工場用地については、環境の保全等に配慮し、工業の再配置を促
進しつつ、経済の基盤として、工業生産の増加に必要な用地の確保を
図る。

ク 以上のほか、文教施設、公園緑地、厚生福祉施設、交通施設等の
公用・公共用施設の用地については、国民生活上の重要性にかんがみ、
行政需要の増大と多様化に対応しつつ、環境の保全に配慮して、必要
な用地の確保を図るものとする。

ケ 市街地（人口集中地区）については、都市人口の増加に対応して、
市街地面積の拡大が見込まれる。このことと関連して、都市的土地利
用については、農林業的土地利用との計画的な調整を図るとともに、
市街地及びその周辺にわたる地域において環境の保全に留意しつつ、
都市施設の整備を推進し、計画的に市街地等の整備を図る。

コ 海岸及び沿岸海域については、引き続き調査検討を進め、早期に
その利用及び保全の基本方向を定めるものとする。

2 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

(1) 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

ア 計画の目標年次は、昭和60年とし、基準年次は昭和47年とする。

イ 国土の利用に関して基礎的な前提となる人口と普通世帯数については、昭和60年において、それぞれおよそ1億2,400万人、およそ3,700万世帯に達するものと想定する。

ウ 国土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とする。

エ 国土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の国土の利用の現況と変化についての調査に基づき、将来人口等を前提とし、用地原単位等をしんしゃくして、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めるものとする。

オ 国土の利用の基本構想に基づく昭和60年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。

表 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標
(単位：万ha, %)

	昭和47年	昭和60年	構 成 比	
			47	60
農 用 地	599	611	15.9	16.2
農 地	573	585	15.2	15.5
採草放牧地	26	26	0.7	0.7
森 林	2,523	2,482	66.9	65.7
原 野	56	26	1.5	0.7
水面・河川・水路	112	117	2.9	3.1
道 路	91	112	2.4	3.0
宅 地	111	148	2.9	3.9
住 宅 地	88	114	2.3	3.0
工場用地	13	20	0.3	0.5
事務所、店舗等の宅地	10	14	0.3	0.4
そ の 他	282	282	7.5	7.4
合 計	3,774	3,778	100.0	100.0
市 街 地	64	116	—	—

- 注 (1) 昭和47年の地目別区分は、国土庁「公共施設用地調査」による。
(2) 道路は、一般道路及び農林道である。
(3) 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。昭和47年欄の市街地の面積は、昭和45年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

(2) 地域別の概要

ア 地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然などの国土資源の有限性を踏まえつつ、人口と産業の大都市地域への過度の集中を抑制し、地方の振興を図る等の見地から、望ましい人口定住のために必要な基礎的条件を整備することによって、国土利用の地域的偏在を是正するとともに環境の保全が図られるよう、適切に対処しなければならない。

イ 地域の区分は、三大都市圏（東京、神奈川、埼玉、千葉、愛知、三重、京都、大阪及び兵庫の9都府県をいう。）及び地方圏（三大都市圏以外の38道県をいう。）とする。

ウ 計画の目標年次、基準年次、国土の利用区分及び利用区分ごとの規模の目標を定める方法は、（1）に準ずるものとする。昭和60年における三大都市圏の人口はおよそ5,500万人程度、地方圏の人口はおよそ6,900万人程度を前提とする。

エ 昭和60年における国土の利用区分ごとの規模の目標の地域別の概要は、次のとおりである。

（ア） 農用地については、三大都市圏では住宅地等への転換により減少し、63万ha程度となるが、地方圏では住宅地、工場用地等への転換はあるものの、地域の特性に即した農用地の造成を図ることによって増加し、548万ha程度となる。

（イ） 森林、原野については、三大都市圏では緑の保全を図るという見地からできるだけ微減にとどめ、それぞれ206万ha程度、1万ha程度となるが、地方圏では農用地、宅地等への転換によって減少し、それぞれ2,276万ha程度、25万ha程度となる。

（ウ） 水面・河川・水路については、両圏とも微増で、それぞれ15万ha程度、102万ha程度となる。

（エ） 道路については、三大都市圏では1割増の18万ha程度、地方圏では3割増の94万ha程度となる。

（オ） 宅地のうち、住宅地については、両圏とも約3割増加し、

それぞれ37万ha程度、77万ha程度となる。

工場用地については、三大都市圏では過密地域における工場立地の抑制等により7万ha程度にとどまるが、地方圏では増加が大きく13万ha程度となる。

事務所、店舗等の宅地については、三大都市圏では5万ha程度、地方圏では9万ha程度となる。

- (カ) 市街地の面積については、都市人口の増加により、三大都市圏では57万ha程度、地方圏では59万ha程度となる。
- (キ) 上記利用区分別の規模の目標については、ウで前提とした両圏別の人口に関して、なお200～300万人程度の変動があることも予想されるので、流動的な要素があることを留意しておく必要がある。

3 2に揚げる事項を達成するために必要な措置の概要

2に揚げる事項を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりである。

(1) 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用により、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保と地価の安定を図る。

(2) 地域整備施策の推進

人口と産業の大都市地域への過度の集中を是正し、過密・過疎問題を解決しつつ、地方の振興を図り、都市化の進展に適切に対処するため、諸地域整備施策を推進し、地域の特性を生かしつつ、大都市、地方都市及び農山漁村における総合的環境の整備を図る。

(3) 土地利用に係る環境の保全及び安全の確保

ア 国土の保全、公害の防止、自然環境の保全、歴史的風土の保存、文化財の保護等を図るため、土地利用を規制する区域の設定などを行い、開発行為等の規制の措置を講ずる。

イ 良好な環境を確保するため、開発行為等について環境影響評価を実施することなどにより土地利用の適正化を図る。

ウ 都市の自然（緑）を確保するため、市街地において、良好な生活環境を確保するために必要な緑地を積極的に保全する。

エ 環境の保全と適正な土地利用を確保するため、過密地域における工場の立地抑制及び移転を促進し、住工混在地区の解消、緩衝緑地の設置、廃棄物の処理用地の確保等を推進する。

オ 公害の防止及び自然環境の保全を図るため、道路等の交通施設について、緑地帯の設置、住宅の移転等の周辺対策等を推進する。

カ 地域社会の安全を確保するため、工場の立地、市街地の整備等に

当たり、十分な防災上の配慮を加えつつ、適正かつ計画的な土地利用を図る。

(4) 土地利用の転換の適正化

ア 森林の利用転換については、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化、水源かん養及び保健休養の場の確保の支障のおそれなどを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図り、行うものとする。

イ 農用地の利用転換については、食糧生産の確保、農業経営の安定及び地域農業に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分考慮して、行うものとする。

ウ 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域をも含めて事前に十分な調査を行い、国土の保全、環境の保全等を図りつつ、適正な土地利用の確保を図るものとする。

(5) 土地の有効利用の促進

ア 農用地については、土地改良、農用地造成等の農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、利用度の低い農用地を有効利用するため、不作付地の解消、裏作付の積極的拡大等の必要な措置を講ずる。

イ 森林については、木材生産機能及び公益的機能を増進するため、森林資源の整備を計画的に推進する。また、旧薪炭林地等のうち低位利用にあるものについては、地域の条件に応じ、自然環境の保全に配慮しつつ、その有効利用を図る。

ウ 住宅地については、住環境の整備を推進するとともに、公共及び民間による計画的な宅地開発の促進を図る。また、主として大都市地域においては、市街地の再開発を促進するとともに、オープンスペースの確保と居住環境の整備を図りつつ、住宅の中高層化に努める。

エ 工場用地については、工業の再配置を促進するとともに、地域社会との調和及び公害防除の充実を図りつつ、計画的に工業団地の造成を図る。

オ 遊休地については、国土利用計画法による遊休土地制度の適切な運用等により、その有効かつ適切な利用を図る。

(6) 国土に関する調査の推進

国土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土情報整備調査、国土調査、自然環境保全調査等国土に関する基礎的な調査を推進する。

(参考付表)

三大都市圏、地方圏別の利用区分ごとの規模の目標

(単位：万ha, %)

	三大都市圏				地方圏			
	昭和 47年	昭和 60年	構成比		昭和 47年	昭和 60年	構成比	
			47	60			47	60
農用地	75	63	19.1	16.1	524	548	15.5	16.2
農地	74	62	19.0	16.0	499	523	14.7	15.4
採草放牧地	1	1	0.1	0.1	25	25	0.8	0.8
森林	209	206	53.6	52.6	2,314	2,276	68.4	67.2
原野	1	1	0.2	0.2	55	25	1.6	0.7
水面・河川・水路	14	15	3.4	3.8	98	102	2.9	3.0
道路	16	18	4.0	4.6	75	94	2.2	2.8
宅地	36	49	9.4	12.5	75	99	2.2	3.0
住宅地	28	37	7.1	9.4	60	77	1.8	2.3
工場用地	5	7	1.4	1.8	8	13	0.2	0.4
事務所、店舗等の宅地	3	5	0.9	1.3	7	9	0.2	0.3
その他	40	40	10.3	10.2	242	242	7.2	7.1
合計	391	392	100.0	100.0	3,383	3,386	100.0	100.0
市街地	33	57	—	—	31	59	—	—

注 (1) 昭和47年の地目別区分は、国土庁「公共施設用地調査」による。

(2) 道路は、一般道路及び農林道である。

(3) 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。昭和47年欄の市街地の面積は、昭和45年の国勢調査による人口集中地区の面積である。